

浜松市中小企業資金融資制度要綱

(目的)

第1条 市長は、市内における中小企業者への資金融資を円滑にし、もって中小企業の振興をはかることを目的として行う浜松市中小企業資金融資制度について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次に掲げるもののうち市内に主たる店舗、工場又は事業所を有し、浜松市税を滞納していないものをいう。ただし、イからキに該当するものについては、資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が百人以下の法人に限る。

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。）第2条第1項に掲げるもの

イ 公認会計士法（昭和23年法律第103号）に基づく監査法人

ウ 弁理士法（平成12年法律第49号）に基づく特許業務法人

エ 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく弁護士法人

オ 税理士法（昭和26年法律第237号）に基づく税理士法人

カ 司法書士法（昭和25年法律第228号）に基づく司法書士法人

キ 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）に基づく土地家屋調査士法人

(2) 取扱金融機関 金融機関のうち市の承認を受け、この要綱に基づき融資を行う金融機関をいう。

(償還利子補助金の交付)

第3条 市は、当該取扱金融機関に対し、償還利子補助金を予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定による補助金の交付については、別に定める浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付要綱で必要な事項を定める。

(融資の条件)

第4条 融資の条件は、別表のとおりとする。

(融資の申込)

第5条 融資を受けようとする中小企業者及びNPO法人は、浜松市中小企業資金融資申込書(第1号様式)及び別表に定める必要書類(以下「申込書」という。)を取扱金融機関に提出しなければならない。

2 前項の規定により申込書を受領した取扱金融機関は、審査の後、速やかに申込書を市長に提出し、審査を依頼するものとする。

(融資の審査及び不受理)

第6条 市は、前条の規定による申込みがあったときは、取扱金融機関と協議の上、審査を行う。また、審査後、融資条件等において適当でないと判断できる正当な理由があるときは、その理由を明らかにしたうえで取扱金融機関に対し申込書を不受理とすることができる。

(融資の実行)

第7条 市は、前条の規定により融資審査終了後速やかに、取扱金融機関または静岡県信用保証協会(以下「協会」という。)に申込書類を送付する。

2 協会は、市から前項の規定により申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めたときは、取扱金融機関に保証の承諾を行うものとする。

3 取扱金融機関は、前項の規定により保証承諾を受けたとき、または保証なしで市の審査終了後、予定日までに融資を実行するものとする。

4 取扱金融機関は、原則的に融資の申込みがあった当該年度内に融資を実行しなければならない。

(歩積・両建預金の禁止)

第8条 取扱金融機関は、本制度の融資を行うに当たり、歩積・両建預金を要求してはならない。

(融資条件の変更)

第9条 この要綱により実行された融資は、原則として融資条件の変更を認めないものとする。ただし、やむを得ない事情により、融資条件を変更しようとする者は、事前に融資条件変更申請書(第2号様式)を取扱金融機関に提出しなければならない。

2 前項の規定により融資条件変更申請書を受領した取扱金融機関は、審査の後、速やかに市長に提出するものとする。

(月次報告)

第10条 この要綱により融資を実行した取扱金融機関は、浜松市制度融資実績報告書(第3号様式)を翌月10日までに市長に提出するものとする。

(協議)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度取扱金融機関と協議して定める。

附則

この要綱は、昭和44年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱に基づいて貸付けたものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱に基づいて貸付けたものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱に基づいて貸付けたものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱に基づいて貸付けたものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱に基づいて貸付けたものについては、なお従前の例による。

別表

制度名称	ビジネスサポート資金	創業サポート資金
対象者	<p>市内に主たる店舗・工場・事業所を有する従業員20名以下の中小企業者、又は、市内に主たる店舗・工場・事業所を有し、かつ新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者</p> <p>[条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市税を納税し、滞納していないこと ・納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。 ・信用保証協会の保証対象業種であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規開業者 市内で新規に開業する中小企業者 ・開業後5年未満の方 市内に主たる店舗・工場・事業所を有し、開業して5年未満の中小企業者 <p>[条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市税を納税し、滞納していないこと ・納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。 ・信用保証協会の保証対象業種であること
資金使途	事業所等にかかる一般事業のための 運転資金・設備資金	事業所等にかかる開業のための 運転資金・設備資金
融資限度額	5,000万円	3,500万円
融資利率	年1.6%以内 (市が0.42%を利子補給した後の利率)	年1.1%以内 (市が0.7%を利子補給した後の利率) 特定創業支援事業優遇 年0.9%以内 (市が0.9%を利子補給した後の利率)
信用保証協会の保証	保証付とする 普通保証 新規先特別保証	保証付とする 普通保証 新規先特別保証 創業関連保証 スタートアップ創出促進保証
信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる 普通保証 年0.40%～1.35%以内 (市が信用保証協会に0.05%～0.55%を補助した後の保証料率) 新規先特別保証 年0.29%～1.13%以内 (市が信用保証協会に0.05%～0.55%を補助した後の保証料率)	信用保証協会の定めるところによる 普通保証 年0.30%～1.25%以内 (市が信用保証協会に0.15%～0.65%を補助した後の保証料率) 新規先特別保証 年0.19%～1.03%以内 (市が信用保証協会に0.15%～0.65%を補助した後の保証料率) 創業関連保証 年0.45% スタートアップ創出促進保証 年0.65% (いずれも市が信用保証協会に0.45%を補助した後の保証料率)
期間	10年以内(据置期間を含む)	10年以内(据置期間を含む)
償還方法	元金均等割賦払 据置 2年以内	元金均等割賦払 据置 1年以内
担保・保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる	金融機関・信用保証協会の定めるところによる
その他	●ビジネスサポート資金内で借換を行うことができる(融資限度額以内で増額可、返済額増額可)。	●創業サポート資金内で借換を行うことができる(融資限度額以内で増額可、返済額増額可)。
必要書類	<p>① 中小企業資金融資申込書(第1号様式)「浜松市中小企業資金融資制度要綱※①」</p> <p>② 委任状(第4号様式)「浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付要綱※②」</p> <p>③ 市税納付・納入確認同意書及び暴力団排除に関する誓約書 (浜松市で市税納付を確認できない場合は納税証明書(市町村税)) (第5号様式)「要綱※②」</p> <p>④ 創業サポート資金(特定創業支援事業優遇)浜松市の特定創業支援事業の証明書</p> <p>⑤ 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税特別徴収未実施理由書</p> <p>⑥ 既往借入金を借り換える場合は借換計画書(第4号様式)「要綱※①」</p> <p>⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業の場合は、申請理由書(第6号様式)「要綱※①」</p> <p>【信用保証協会へ提出する書類と共通となるもの】</p> <p>① 申込人(企業)概要</p> <p>② 決算書・確定申告書(1期分)</p> <p>③ (設備資金)見積書及び設備計画書</p> <p>④ (創業サポート資金)創業・再挑戦計画書(2回目以降は決算書にて対応のため不要)</p>	

制度名称	中小企業育成資金	短期資金
対象者	<p>市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者〔条件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員が30名以下（商業・サービス業10名以下） ・3ヶ月以上同一事業を営んでいること ・浜松市税を納税し、滞納していないこと ・納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。 ・信用保証協会の保証対象業種であること <p>※特別小口保証利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員が20名以下（商業・サービス業5名以下） ・1年以上事業を営んでいること ・所得割による税金を完納していること ・特別小口保証以外に保証残高がないこと 	<p>市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者〔条件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年以上事業を営んでいること ・浜松市税を納税し、滞納していないこと ・納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。 ・信用保証協会の保証対象業種であること
資金使途	事業所等にかかる一般事業のための 運転資金・設備資金	事業所等にかかる一時的に必要な運転資金
融資限度額	700万円	1企業 700万円 1組合 1,500万円
融資利率	年1.7%以内 (市が0.12%を利子補給した後の利率)	年1.7%以内 (市が0.12%を利子補給した後の利率)
信用保証協会の保証	保証付とする 市町小口資金 特別小口保証	保証付とする 普通保証 新規先特別保証 流動資産担保融資保証（根保証・個別保証）
信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる 市町小口資金 年0.30%～1.25%以内 (市が信用保証協会に0.15%～0.65%を補助した後の保証料率) 特別小口保証 年0.65% (市が信用保証協会に0.10%を補助した後の保証料率)	信用保証協会の定めるところによる 普通保証 年0.45%～1.90%以内 新規先特別保証 年0.34%～1.68%以内 流動資産担保融資保証 (根保証・個別保証)年0.68%
期間	5年以内（据置期間を含む）	1年以内
償還方法	元金均等割賦払 据置 6ヶ月以内	一括払又は元金均等割賦払
担保・保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる ※特別小口保証は無担保・無保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる
その他	●市町小口資金に限り中小企業育成資金内で借換を行うことができる（融資限度額以内で増額可、返済額増額可）。	
必要書類	① 中小企業資金融資申込書（第1号様式）「浜松市中小企業資金融資制度要綱※①」 ② 委任状（第4号様式）「浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付要綱※②」 ③ 市税納付・納入確認同意書及び暴力団排除に関する誓約書 （浜松市で市税納付を確認できない場合は納税証明書（市町村税））（第5号様式）「要綱※②」 ④ 既往借入金を借り換える場合は借換計画書（第4号様式）「要綱※①」 ⑤ 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税特別徴収未実施理由書 【信用保証協会へ提出する書類と共通となるもの】 ① 申込人（企業）概要②決算書・確定申告書（1期分）③（設備資金）見積書及び設備計画書	

制度名称	事業承継資金
対象者	<p>市内に本社及び事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で事業を譲り渡す者。または、市内に本社及び事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいる中小企業者から事業を譲り受ける者〔条件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市税を納税し、滞納していないこと ・納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。 ・信用保証協会の保証対象業種であること <p>①静岡県事業引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した「事業承継計画」に基づき事業承継を行おうとする者</p> <p>②中小企業等経営強化法に規定する「認定経営革新等支援機関」の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとする者</p> <p>③中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」）に基づく都道府県知事の認定を受けて事業承継を行おうとする者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①～③のいずれかの条件を満たす者
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の議決権（株式）や法人・個人の事業用資産（土地・建物・設備等）の買い取り資金 ・後継者が相続贈与によって資産を取得した場合に必要な相続税や贈与税の納税資金に相当する額 ・前経営者の退職慰労金 ・事業承継後、事業展開に必要な運転・設備資金 等
融資限度額	5,000万円
融資利率	<p>年0.9%以内 （市が0.9%を利子補給した後の利率）</p>
信用保証協会の保証	<p>保証付とすることができる 普通保証 新規先特別保証 経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 事業承継サポート保証 経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 事業承継特別保証 経営承継借換関連保証 ※プロパー融資可能</p>
信用保証料率	<p>信用保証協会の定めるところによる</p> <p>①普通保証、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証、事業承継特別保証、経営承継借換関連保証</p> <p>②新規先特別保証、③事業承継サポート保証、特定経営承継準備関連保証</p> <p>④事業承継特別保証、経営承継借換関連保証（経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合）</p> <p>① 年0.40%～1.35%以内 ② 年0.29%～1.13%以内 ③ 年0.85% ④ 年0.15%～0.60%以内 （市が信用保証協会に①、②、④0.05%～0.55%③0.30%を補助した後の保証料率）</p>
期 間	10年以内（据置期間を含む）
償還方法	<p>元金均等割賦払 据置 1年以内</p>
担保・保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる
その他	<p>● 保証協会の保証付融資とする場合、対象者の範囲や資金使途等は限定される場合がある。保証付融資は保証協会の定めによるため、利用に当たっては、事前に保証協会に確認を行うこと。</p>
必要書類	<p>① 中小企業資金融資申込書（第1号様式）「浜松市中小企業資金融資制度要綱※①」</p> <p>② 委任状（第4号様式）「浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付要綱※②」</p> <p>③ 市税納付・納入確認同意書及び暴力団排除に関する誓約書 （浜松市で市税納付を確認できない場合は納税証明書（市町村税））（第5号様式）「要綱※②」</p> <p>④ 事業承継計画書、認定証明書、事業承継支援証明書（第5号様式）「要綱※①」など</p> <p>⑤ 既往借入金を借り換える場合は借換計画書（第4号様式）「要綱※①」</p> <p>⑥ 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税特別徴収未実施理由書</p> <p>【信用保証協会へ提出する書類と共通となるもの】</p> <p>① 申込人（企業）概要 ② 決算書・確定申告書（1期分） ③ （設備資金）見積書及び設備計画書</p> <p>【信用保証協会の保証付きでない場合（事業承継資金）】</p> <p>① 申込人（企業）概要 ② 決算書・確定申告書（2期分） ③ 事業承継実施にかかる経費明細書</p>

制度名称	災害復旧資金
対象者	市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者。 〔条件〕 ・6ヶ月以上同一事業を営んでいること ・浜松市税を納税し、滞納していないこと ・納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。 ・激甚災害援助法又は災害救助法の適用を受けない自然災害にて被災し、被災後に浜松市から被災証明を受けていること
資金使途	災害復旧に必要な運転資金・設備資金
融資限度額	5,000万円
融資利率	年1.5%以内 (市が0.57%を利子補給した後の利率)
信用保証協会の保証	保証付とする。 普通保証 新規先特別保証
信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる 普通保証 年0.30%~1.30%以内 (市が信用保証協会に0.15%~0.60%を補助した後の保証料率) 新規先特別保証 年0.19%~1.08%以内 (市が信用保証協会に0.15%~0.60%を補助した後の保証料率)
期間	10年以内(据置期間を含む)
償還方法	元金均等割賦払 据置 1年以内
担保・保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる
必要書類	① 中小企業資金融資申込書(第1号様式)「浜松市中小企業資金融資制度要綱※①」 ② 委任状(第4号様式)「浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付要綱※②」 ③ 市税納付・納入確認同意書及び暴力団排除に関する誓約書 (浜松市で市税納付を確認できない場合は納税証明書(市町村税))(第5号様式)「要綱※②」 ④ 被災証明書 ⑤ 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税特別徴収未実施理由書 【信用保証協会へ提出する書類と共通となるもの】 ① 申込人(企業)概要 ② 決算書・確定申告書(1期分) ③ (設備資金)見積書及び設備計画書

<第2号様式>

融資条件変更申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称

(自署しない場合は、押印してください。)

私があつ旋を受けた融資について、下記のとおり条件変更したいので申請いたします。

【あつ旋内容】

制度名			融資金額		
実行日	年 月 日	最終返済日	年 月 日	融資期間	ヵ月間
整理番号			現在残高		

【変更内容】

変更理由	<input type="checkbox"/> 保証協会との協議による <input type="checkbox"/> 申請者の自己都合による <input type="checkbox"/> その他 ()				
<input type="checkbox"/> 別添 信用保証書のとおり					
<input type="checkbox"/> 取下	融資金額: _____ 千円 ⇒ 融資金額: 0 円				
<input type="checkbox"/> 完済	融資残高: _____ 千円 ⇒ 融資残高: 0 円				
<input type="checkbox"/> 返済方法 <input type="checkbox"/> 融資額変更 <input type="checkbox"/> 借入期間変更	変更前	実行金額: _____ 千円 実行時内入金額: _____ 千円 融資期間: _____ ヵ月			
		_____ 年 月 ~ _____ 年 月まで一ヵ月毎 _____ 千円			
	変更後	実行金額: _____ 千円 実行時内入金額: _____ 千円 融資期間: _____ ヵ月			
		_____ 年 月 ~ _____ 年 月まで一ヵ月毎 _____ 千円			
最終回返済額: _____ 千円					
<input type="checkbox"/> その他					
変更予定日	年 月 日				

年 月 日 (あて先) 浜松市長 上記の条件変更について報告いたします。				
金融機関名 (基幹店)				
基幹店審査担当者	金融機関コード		取扱支店名	担当者
	-			

申請のあった条件変更について受理いたします。

課長	課長補佐	グループ長	起案	月 日

入力	照合	備考

第3号様式

浜松市制度融資実績報告書(その1/4)

年 月 日

(あて先)浜松市長

金融機関コード _____ 金融機関名 _____ 月分 _____

実行年度	ビジネスサポート資金(従業員20人以下で保証付き)又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業				備考
	融資利率	残高件数:件	残高金額:円	月償還額:円	
平成26年度	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
平成27年度	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
平成28年度	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
平成29年度	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
平成29年度(借換)	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
平成30年度	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
平成30年度(借換)	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和元年度	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和元年度(借換)	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和元年度(コロナ)	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和2年度	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和2年度(借換)	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和2年度(コロナ)	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和2年度(コロナ借換)	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和3年度	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和3年度(借換)	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和3年度(コロナ)	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和3年度(コロナ借換)	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和4年度	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和4年度(借換)	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和4年度(コロナ)	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和4年度(コロナ借換)	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和5年度	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和5年度(借換)	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和5年度(コロナ)	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和6年度	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和6年度(借換)	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
令和6年度(コロナ)	上限 1.6%				10年以内・補給0.42%
合 計		0	0	0	
今年度新規貸付	0 件	0円	今月分新規貸付	0件	0円

浜松市制度融資実績報告書(その2/4)

月分

実行年度	中小企業育成資金				備考
	融資利率	残高件数:件	残高金額:円	月償還額:円	
平成30年度	上限 1.7%				5年以内・補給0.12%
平成30年度(借換)	上限 1.7%				5年以内・補給0.12%
令和元年度	上限 1.7%				5年以内・補給0.12%
令和元年度(借換)	上限 1.7%				5年以内・補給0.12%
令和2年度	上限 1.7%				5年以内・補給0.12%
令和2年度(借換)	上限 1.7%				5年以内・補給0.12%
令和3年度	上限 1.7%				5年以内・補給0.12%
令和3年度(借換)	上限 1.7%				5年以内・補給0.12%
令和4年度	上限 1.7%				5年以内・補給0.12%
令和4年度(借換)	上限 1.7%				5年以内・補給0.12%
令和5年度	上限 1.7%				5年以内・補給0.12%
令和5年度(借換)	上限 1.7%				5年以内・補給0.12%
令和6年度	上限 1.7%				5年以内・補給0.12%
令和6年度(借換)	上限 1.7%				5年以内・補給0.12%
合計		0	0	0	
今年度新規貸付	0 件	0円	今月分新規貸付	0件	0円

実行年度	創業サポート資金				備考
	融資利率	残高件数:件	残高金額:円	月償還額:円	
平成26年度	上限 1.1%				10年以内・補給0.7%
平成27年度	上限 1.1%				10年以内・補給0.7%
平成28年度	上限 1.1%				10年以内・補給0.7%
平成29年度	上限 1.1%				10年以内・補給0.7%
平成30年度	上限 1.1%				10年以内・補給0.7%
平成30年度(借換)	上限 1.1%				10年以内・補給0.7%
令和元年度	上限 1.1%				10年以内・補給0.7%
令和元年度(借換)	上限 1.1%				10年以内・補給0.7%
令和2年度	上限 1.1%				10年以内・補給0.7%
令和2年度(借換)	上限 1.1%				10年以内・補給0.7%
令和3年度	上限 1.1%				10年以内・補給0.7%
令和3年度(借換)	上限 1.1%				10年以内・補給0.7%
令和4年度	上限 1.1%				10年以内・補給0.7%
令和4年度(借換)	上限 1.1%				10年以内・補給0.7%
令和5年度	上限 1.1%				10年以内・補給0.7%
令和5年度(借換)	上限 1.1%				10年以内・補給0.7%
令和6年度	上限 1.1%				10年以内・補給0.7%
令和6年度(借換)	上限 1.1%				10年以内・補給0.7%
合計		0	0	0	
今年度新規貸付	0 件	0円	今月分新規貸付	0件	0円

浜松市制度融資実績報告書(その3/4)

月分

創業サポート資金(特定創業支援事業優遇)					
実行年度	融資利率	残高件数:件	残高金額:円	月償還額:円	備考
平成28年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
平成29年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
平成30年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
平成30年度(借換)	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和元年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和元年度(借換)	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和2年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和2年度(借換)	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和3年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和3年度(借換)	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和4年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和4年度(借換)	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和5年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和5年度(借換)	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和6年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和6年度(借換)	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
合計		0	0	0	
今年度新規貸付	0 件	0円	今月分新規貸付	0件	0円

ステップアップ資金(保証付)					
実行年度	融資利率	残高件数:件	残高金額:円	月償還額:円	備考
平成29年度	上限 1.2%				10年以内・補給0.82%
平成30年度	上限 1.2%				10年以内・補給0.82%
合計		0	0	0	

ステップアップ資金(プロパー)					
実行年度	融資利率	残高件数:件	残高金額:円	月償還額:円	備考
平成29年度	上限 1.2%				10年以内・補給0.82%
平成30年度	上限 1.2%				10年以内・補給0.82%
合計		0	0	0	

短期資金					
実行年度	融資利率	残高件数:件	残高金額:円	月償還額:円	備考
令和5年度	上限 1.7%				1年以内・補給0.12%
令和6年度	上限 1.7%				1年以内・補給0.12%
合計		0	0	0	
今年度新規貸付	0 件	0円	今月分新規貸付	0件	0円

浜松市制度融資実績報告書(その4/4)

月分

実行年度	市制度融資借換資金				備考
	融資利率	残高件数:件	残高金額:円	月償還額:円	
平成26年度	上限 1.9%				10年以内・補給0.2%
平成27年度	上限 1.9%				10年以内・補給0.2%
平成28年度	上限 1.9%				10年以内・補給0.2%
平成29年度	上限 1.9%				10年以内・補給0.2%
平成30年度	上限 1.9%				10年以内・補給0.2%
合計		0	0	0	

実行年度	事業承継資金(保証付)				備考
	融資利率	残高件数:件	残高金額:円	月償還額:円	
平成30年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和元年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和2年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和3年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和4年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和5年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和6年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
合計		0	0	0	
今年度新規貸付	0件	0円	今月分新規貸付	0件	0円

実行年度	事業承継資金(プロパー)				備考
	融資利率	残高件数:件	残高金額:円	月償還額:円	
平成30年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和元年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和2年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和3年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和4年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和5年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
令和6年度	上限 0.9%				10年以内・補給0.9%
合計		0	0	0	
今年度新規貸付	0件	0円	今月分新規貸付	0件	0円

実行年度	災害復旧資金				備考
	融資利率	残高件数:件	残高金額:円	月償還額:円	
令和5年度	上限 1.5%				10年以内・補給0.57%
令和6年度	上限 1.5%				10年以内・補給0.57%
合計		0	0	0	
今年度新規貸付	0件	0円	今月分新規貸付	0件	0円

<第4号様式>

浜 松 市 制 度 融 資 借 換 計 画 書

申込人氏名
又は名称

【借り換える浜松市制度融資】

(単位:円)

既往融資名	保証制度名	金融機関名及び支店名	当初借入日	最終返済日	借入期間	据置期間	当初借入額	残高	月返済額
			年 月 日	年 月 日	カ月	カ月			
			年 月 日	年 月 日	カ月	カ月			
			年 月 日	年 月 日	カ月	カ月			
			年 月 日	年 月 日	カ月	カ月			
			年 月 日	年 月 日	カ月	カ月			
合計			/	/	/	/			

【今回申込融資】

新規借入融資名	保証制度名	金融機関名及び支店名	借入希望日	最終返済日	借入期間	据置期間	申込額		借換借入額	月返済額	借換返済額
									増額借入額		増額返済額
									計		計
			年 月 日	年 月 日	カ月	カ月					

事業承継支援証明書

1 申込者

住 所

事業者名

2 被承継者又は承継者の種別

承継者 ・ 被承継者 (どちらか一方に○)

上記の者は、別紙事業承継計画書の策定について、当機関による支援を受けたことを証明
します。

年 月 日

住 所

支援機関名

(自署しない場合は、押印してください。)

新型コロナウイルス感染症の影響による申請理由書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称

(自署しない場合は、押印してください。)

下記の理由により新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業であるため、浜松市中小企業資金融資 浜松市ビジネスサポート資金を申込みます。

記

1 経営に支障を生じている理由

新型コロナウイルス感染症との関連と資金を必要とする理由を具体的にご記入ください

2 将来の回復の見通し

具体的にご記入ください

以下金融機関記入欄

上記内容を確認しました。

金融機関名	取扱支店名	担当者